

# 手話言語条例検討部会提言

平成28年8月31日

大阪府障がい者施策推進協議会  
手話言語条例検討部会

## 目次

1. はじめに	1
2. これまでの検討の経過について	2
3. 手話言語条例の制定に向けて	3
4. 暮らす	4
5. 学ぶ	6
6. 働く	7
7. 今後の取組みを評価する体制について	8
8. おわりに	8

## 1. はじめに

手話については、明治13年(1880年)にミラノで開催された聴覚障害教育国際会議(ICEED)で、その後の聴覚に障がいのある人のための教育プログラムでの手話の使用の排除等につながった決議がなされ、わが国においても、聴覚障がい児に対して音声による教育が中心となるなど、言語として尊重されない扱いを受けてきました。

これに対して、言語として手話を獲得し、手話で学び、手話を学び、手話を使い・守る環境づくりを進めていくことは、聴覚に障がいのある人たちの切なる願いとなり、手話を言語として尊重することを求める運動へと結びついていきました。

その結果、平成18年(2006年)の国連障害者権利条約でようやく、言語に「手話等の非音声言語」を含むことが明記され、その4年後の平成22年(2010年)にバンクーバーで開かれたICEEDで、明治13年(1880年)の同会議の決議が撤廃されるに至りました。わが国でも、平成23年(2011年)に障害者基本法に「言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段」と規定されるなど、手話を言語として認めようという動きがみられるようになりました。

しかしながら、聴覚障がいのある乳幼児が言語として手話を自然獲得する環境を支える仕組みや制度は存在せず、また、学びの場において手話で学び、手話を学ぶ環境づくりも不十分であると言わざるを得ません。その結果、手話を使い・守る環境が今以上に広がっていかない現状もあります。手話が言語である以上、こうした仕組みや制度、環境を整えていかなければなりません。

このため、平成28年(2016年)4月に大阪府障がい者施策推進協議会に手話言語条例検討部会を設置し、障がい当事者団体をはじめ教育や企業等の関係者、学識経験者が参集し、大阪府における手話言語に係る条例や取組みの方向性について検討してきました。

その結果を以下のとおり取りまとめ、大阪府が制定すべき条例と今後の取組みの方向性として提言します。

## 2. これまでの検討の経過について

平成 28 年 4 月に大阪府障がい者施策推進協議会に手話言語条例検討部会を設置し、4 回にわたり次のとおり議論してきました（資料集 P 1～2 参照）。

### 【第 1 回部会】平成 28 年 5 月 11 日（資料集 P 3～8 参照）

- 手話言語に係る背景や取組み状況等を確認し、議論の方向性・スケジュールについて議論しました。
- また、松本晶行弁護士を招へいし、手話の基本的な事項等について、ゲストスピーチをしていただきました。手話が言語であり、手話にも方言や世代間の言葉の違いもあるものの、手話という言語としては一つであり、聴覚に障がいのある人にとって大切なものであることを確認しました。

### 【第 2 回部会】平成 28 年 6 月 15 日（資料集 P 9～38 参照）

- 府の手話言語に係る主な取組み状況や取組み別予算・事業実績のほか、府内の身体障害者手帳交付台帳登載数、条例制定済み県の取組み状況等を確認しました。
- 乳幼児期における言語としての手話獲得の重要性のほか、府内の聴覚に障がいのある幼児・児童・生徒の在籍状況等について、議論しました。
- このほか、手話言語に関する府民意識調査を実施することとしました。

### 【第 3 回部会】平成 28 年 7 月 20 日（資料集 P 39～63 参照）

- 企業における手話に関する取組み例のほか、乳幼児期の手話獲得支援の取組み事例（「にじっこ」の視察結果）を確認しました。
- この部会の提言（素案）のほか、手話の捉え方、手話言語に関するアンケートの内容について議論しました。
- また、京都教育大学大学院 2 年生の久保沢寛氏を招へいし、手話の獲得等について、ゲストスピーチをしていただき、ご自身の体験として、獲得した言語として手話がベースにあったことで、日本語の獲得もスムーズにでき、また、手話によって論理的思考や日本語の文法の理解、多様なコミュニケーションが可能となっていることや、聴覚に障がいのある人が言語としての手話を獲得できる環境づくりの必要性を確認しました。

### 【第 4 回部会】平成 28 年 8 月 31 日（資料集 P 64～80 参照）

- 乳幼児期における言語としての手話獲得の重要性について議論し、手話言語に関するアンケート内容の結果を確認しました。
- この部会の提言について、議論しました。

### 3. 手話言語条例の制定に向けて

手話は、言語です。

言語、すなわち、その人の使う言葉が認められるということは、その人自身が認められるということ、言葉が尊重されるということは、その人自身が尊重されるということ、言葉を言葉として認め、尊重するということは、その言葉を使う人たちや、その人たちの歴史や文化、権利を認め、尊重するということです。

私たちは今、手話を言語として認め、尊重していかなければなりません。

しかし、大阪府における手話が言語であることの認知度や手話への関心は低く、また、手話を自然獲得し、手話で学び、手話を学び、手話を使い守る環境も不十分であると言わざるを得ません。

手話を言語として認め、尊重していくための具体的な方向性として、人々の様々な生活場面—「暮らす」、「学ぶ」、「働く」といった、それぞれの場面で、「手話を獲得する」、「手話で学ぶ」、「手話を学ぶ」、「手話を使う・守る」という、「言語としての手話に関する取組み」を、大阪府と市町村、企業やNPO等とが力を合わせて広げていくべきです。

そして大阪府は、「言語としての手話に関する取組み」の根拠となる条例を制定することにより、手話が言語として社会で認められ、手話を通じて心とところが結ばれる社会をめざしていくべきです。

## 4. 暮らす

- 手話は独自の文法構造を持つ独立した言語です。本来、言語の獲得は、意図せずに育ちの環境の中で、主に乳幼児期に自然になされるものであり、その後の心理発達や人格形成に大きな影響を与える対人関係の鑄型とも言うべき基盤を築くことにつながっていると考えられています。
- 手話を必要とする聴覚障がいのある乳幼児が、手話を言語として自然獲得するためには、日常生活の中で主に保護者の手話に接していくことが必要です。保護者が手話をするができなければ、子どもの言語としての手話の自然獲得は望めず、さらには、心理発達（人格形成）上、困難が生じることが見込まれます。しかしながら、手話を自然獲得していくための環境を支える制度や仕組みは、存在していません。
- 「聞く、話す、考える」という日本語の言語としての学びの過程と同じように、手話についても、「見てわかる、伝えられる、考えられる」力が養われ、同時性・相互性・対等性・効率性の保障されたコミュニケーションを可能とするためには、聴覚障がいのある乳幼児とその保護者が、自然に獲得する言語として、手話を選択しようとするときに、そのことを支援する環境づくりを進めていくことが必要です。
- 一方、大阪府の実施する「特に専門性の高い手話通訳者」の養成研修の受講者数が伸び悩み、派遣実績が減少しています（資料集P82 参照）。加えて、「手話言語」に関するアンケート（資料集P86～89 参照）において、手話に関心がないと答えた人の6割以上が、その理由として、「手話を使う機会がない」ことをあげています。
- これらのことから、まだまだ手話が言語として社会的に認められていないため、手話を使える機会が十分に広がっておらず、聴覚に障がいのある人が、多くの場面で手話を使うことをあきらめてしまっていることがうかがえます。
- 今以上に多くの場面で「手話を使う」ことができるよう、より多くの人に手話が言語であることを認識してもらい、より身近な場で「手話を学ぶ」ことのできる環境づくりを進めていくことが必要です。

### 【手話が言語として尊重されるようになったら…】

- ・聴覚に障がいのある子どもとその保護者が「手話を獲得」できる環境が整います。
- ・より多くの場面で、「手話を使う」ことができるようになります。
- ・「手話で学ぶ」、「手話を学ぶ」人や機会が増えます。
- ・手話に関しての様々な研究が進みます。

## 【そのために、まず取り組んでいくこと】

- ・聴覚に障がい(疑い含む。)のある子どもの言語能力の発達を支援するため、とりわけ乳幼児期における子どもとその保護者の「手話の獲得」を支援する環境づくりを進めていくべきです。
- ・より多くの人々が言語としての手話に関心を持ち、誰もが「手話を学ぶ」ことに簡単にアクセスできる環境づくりを進めていくべきです。

## 5. 学ぶ

- 聴覚に障がいのある子どもたちの通う学校などの学びの場では、かつて手話は言語として尊重されているとは言えない状況にありました。しかし、そのような状況の中にあっても、大阪府立中央聴覚支援学校（旧大阪市立聾学校）のように、手話の改良や指文字の考案を行うなど、手話を取り入れていた学校もありました。その後、聴覚に障がいのある人たちの運動や学校の取組みによって、学校に様々なコミュニケーション方法とともに手話を取り入れられていきました。
- 現在では、大阪府には、いわゆる「総合的な学習の時間」などを活用して、「手話を学ぶ」取組みを進めている学校（資料集P62 参照）や、手話に関する課外活動に取り組む学校があります。
- 「手話言語」に関するアンケート（資料集P86～89 参照）において、手話を学んだ経験があると回答した人の「きっかけ」として最も多かったのが、「学校等で学ぶ機会があったため（33.6%）」となっており、「手話を学ぶ」場として学校等の果たしている役割は大きいと考えられます。
- 現在の取組みをさらに広げていくことで、学校などの様々な場で、「手話で学び」、「手話を学ぶ」ことのできる環境づくりを進めていくことが必要です。

### 【手話が言語として尊重されるようになったら…】

- ・学校など様々な場で、「手話で学び」、「手話を学ぶ」ことができます。
- ・「手話で学ぶ」、「手話を学ぶ」人や機会が増えます。【再掲】
- ・手話に関しての様々な研究が進みます。【再掲】

### 【そのために、まず取り組んでいくこと】

- ・いわゆる「総合的な学習の時間」や「自立活動」などを活用して、学校で「手話を学ぶ」機会等を確保できる環境づくりを進めていくべきです。
- ・聴覚に障がいのある子ども等と関わりを持つ教員などの「手話を学ぶ」ことを支援する環境づくりを進めていくべきです。
- ・学校の手話に関する課外活動を活性化させる環境づくりを進めていくべきです。
- ・より多くの人々が言語としての手話に関心を持ち、誰もが「手話を学ぶ」ことに簡単にアクセスできる環境づくりを進めていくべきです。【再掲】



## 6. 働く

- 企業など働く場においても、手話を言語として認め、広めていく取組みが進んでいます。
- その中で、手話を使うことのできる人を人材として尊重する取組みとして、聴覚に障がいのある社員が中心となった社内向け手話教室の開催や、手話のできる社員が聴覚障がいのある社員をサポートする「手話サポート制度」の導入、聴覚障がいのある店員が手話やパネルだけで顧客とやり取りをするカフェなど人材活用を進めている事例があります。  
また、より多くの場面で手話を使うことのできるようにする取組みとして、店頭でタブレット端末等を活用して遠隔手話通訳を展開したり、手話のできる店員に「手話バッジ」を付けたりといったサービスを展開している事例もあります（資料集P84参照）。
- こうした取組みを今以上に広げていくことで、働く場で「手話を使う」ことが尊重され、「手話を使う」機会を増やしていくことが必要です。

### 【手話が言語として尊重されるようになったら…】

- ・聴覚に障がいのある人や手話で通訳のできる人など「手話を使う」ことのできる人が、人材として、より尊重されます。
- ・より多くの場面で「手話を使う」ことができるようになります。【再掲】

### 【そのために、まず取り組んでいくこと】

- ・CSRなどに取り組む企業等と連携して、言語としての手話が社会に広がっていく環境づくりを進めていくべきです。
- ・企業等による積極的な言語としての手話の普及に関する取組みをPRしていく環境づくりを進めていくべきです。

## 7. 今後の取組みを評価する体制について

- 手話言語に係る取組みの実効性を確保するためには、その実施状況の評価や必要に応じた見直しを定期的に行っていく必要があります。
- そのための場として、この検討と提言を行った手話言語条例検討部会を生かしていくべきです。

## 8. おわりに

- 手話言語条例検討部会では、大阪府が制定すべき条例と今後の取組みの方向性を提言にとりまとめるため、4か月にわたり集中的に検討してきました。
- 大阪府におかれては、これまでの検討経過を十分に認識し、ここに提言した内容を実現すべく取り組まれることを強く望みます。その際は、パブリックコメントを実施するなど幅広く意見を聴き、必要な経費の確保に可能な限り努められることを期待します。
- この提言による条例や取組みによって、大阪府が養成や派遣を行う「特に専門性の高い手話通訳者」（以下「手話通訳者」という。）等への期待とその役割は、今後、高まっていくものと思われまます。また、手話通訳者など「特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業（以下「意思疎通支援事業」という。）」は、「第4次大阪府障がい者計画」に位置付けられており、現在、大阪府障がい者施策推進協議会の別の部会である第4次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会（以下「計画評価・見直し検討部会」という。）で議論が進められています。
- この提言と車の両輪とも言うべきものである手話通訳者などの意思疎通支援事業について、引き続き、計画評価・見直し検討部会でしっかりと議論し、さらなる手話の普及に向けて、必要な見直しを検討されることを望みます。